

預かり保育の無償化について

対象者

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども
 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども
 満3歳児（ 以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

無償化上限額 金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（P2参照）

利用者の利用日数×450円	1.13万円	（認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
子どもの支給限度額	1.63万円	（認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

支払い方法

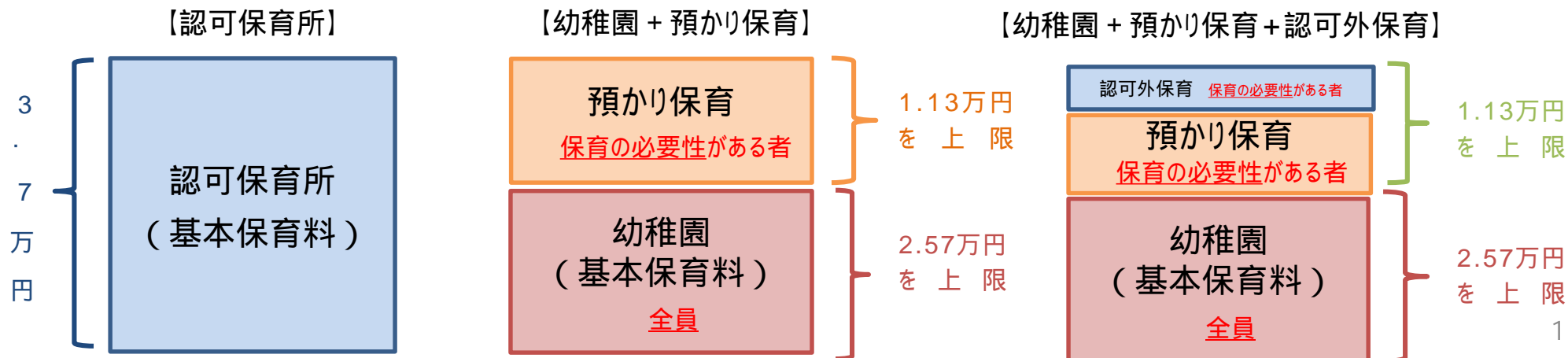
償還払い、現物給付のいずれでも可

幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施することが必要。質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。



預かり保育の利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で月毎に個人の支給限度額を計算

（支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円）。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする（償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可）

園は保護者に対して利用日数と領収額を明記した領収書を発行し、保護者は支給申請書に領収書を添付して申請

なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能（ただし、一時預かり事業（幼稚園型）等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有）。

月内の支給額算定例 【時間設定】

【前提】ある園の預かり保育利用料設定
100円/時間

【前提】ある園児の利用日数
20日（1日3時間）

各月支給限度額 …… A
 $450円 \times 20日 = 9,000円$

各月利用実額 …… B
 $100円/時間 \times 3時間 \times 20日 = 6,000円$

支給額の算出
A 9,000円 > B 6,000円であることから、
6,000円を支給

月内の支給額算定例 【日額設定】

【前提】ある園の預かり保育利用料設定
400円/日

【前提】ある園児の利用日数
20日

各月支給限度額 …… A
 $450円 \times 20日 = 9,000円$

各月利用実額 …… B
 $400円 \times 20日 = 8,000円$

支給額の算出
A 9,000円 > B 8,000円であることから、
8,000円を支給

月内の支給額算定例 【月額設定】

【前提】ある園の預かり保育利用料設定
10,000円/月

【前提】ある園児の利用日数
18日

各月支給限度額 …… A
 $450円 \times 18日 = 8,100円$

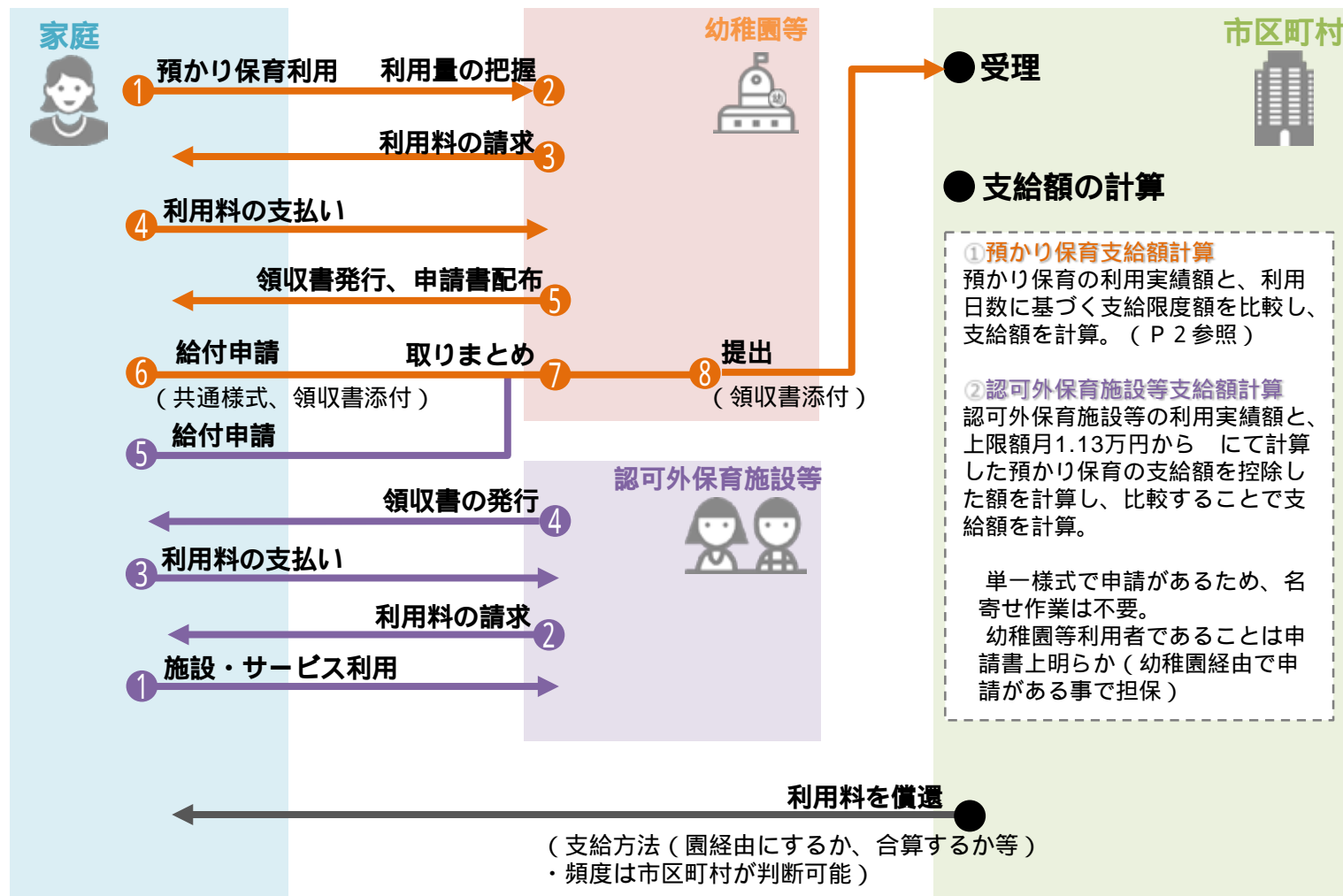
各月利用実額 …… B
10,000円

支給額の算出
A 8,100円 < B 10,000円であることから、
8,100円を支給

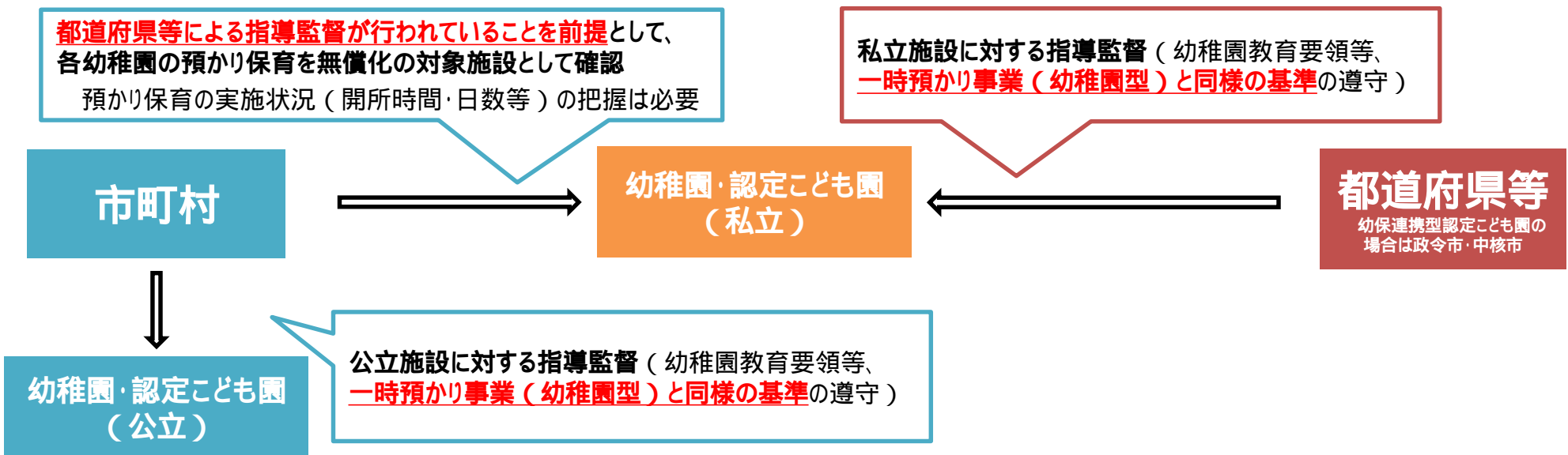
幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて

幼稚園等（幼稚園及び認定子ども園（1号認定））の利用者で保育の必要性のある者のうち、「認可外保育施設等」が無償化の対象となる者については、幼稚園利用希望者は、本来在籍園の「預かり保育」によりニーズが充足されると考えられること、今回の措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置として講じられたことに鑑み、「**教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満**」の要件を満たす幼稚園等に通う利用者に限ることとする。

また、「預かり保育」と「認可外保育施設」に係る請求を単一の様式にて在籍園で取りまとめて申請を行うこととし、申請が別々に提出された場合のいわゆる「名寄せ」（対象者の把握等）に係る市区町村の事務負担を軽減。（預かり保育の利用がなく認可外保育施設等のみの利用の場合も、幼稚園等の利用者については幼稚園等を経由して提出して頂くことを想定。）



幼稚園の預かり保育に対する指導・監督及び無償化に係る給付のための確認事務について



一時預かり事業（幼稚園型）の主な要件

【職員配置基準】

3歳児 20 : 1、4・5歳児 30 : 1（認可保育所と同じ）

【職員資格】

保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（ ） 当分の間、小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者、幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

【専任要件】

担当職員について、一時預かりに従事している間は、専ら当該事業に従事すること（教育課程担当職員との兼務可）。

【職員に占める有資格者（保育士又は幼稚園教諭）の割合】

2分の1以上（当分の間、3分の1以上）

【保育室の面積基準】

1.98㎡/人（認可保育所と同じ）（ ） 教育課程に係る教育時間終了後等の保育室で可

【設備】

食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。